

薬生食輸発 1004 第 3 号
令和元年 10 月 4 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産しょうがのフルジオキソニル及び未成熟えんどうのジニコナゾール、ハンガリー産はちみつのクマホス、米国産グレープフルーツのジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン並びにガーナ産カカオ豆のクロルピリホス)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 4 号 (最終改正 : 令和元年 9 月 30 日付け薬生食輸発 0930 第 1 号) (以下「モニタリング通知」という。) に基づき実施しているところである。

今般、過去 1 年間の検査実績を踏まえ、中国産しょうがのフルジオキソニル及びハンガリー産はちみつのクマホスについてモニタリング通知の別表第 3 から削除することとする。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産未成熟えんどうのジニコナゾール及び米国産グレープフルーツのジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンについてモニタリング通知の別表第 2 から削除することとし、ガーナ産カカオ豆のクロルピリホスについてモニタリング通知の別表第 3 から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。